

契 第 209 号
令和4年10月28日

株式会社大塚商会 九州支店
支店長 瀧 場 誠 様

大牟田市長 関 好 孝
(担当：企画総務部契約検査室)

指 名 停 止 通 知 書

このたびの貴社の行為は、大牟田市発注の物品購入の受注者として社会的期待及び責任に照らしてもあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後市が発注するすべての物品購入に際し、下記のとおり貴社の指名を停止することにしたので通知します。

記

1. 指名停止の理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するので、指名停止するもの。

2. 指名停止期間

令和4年10月28日から令和4年12月27日まで（2月）